# 境界確認証明願に関する注意事項(土地所有者本人以外からの申請)

### 〇 代理人になれる者

- ・ 行政書士(行政書士法第1条の2第1項)
- 土地家屋調査士(土地家屋調査士法第3条第1項1号)

#### 〇 代理人が申請人となる場合の提出書類

- 境界確認証明願
- 案内図
- 測量図
- ・公図の写し
- 委任状 (要押印)

## 〇 代理人以外の者

- 測量業者
- 親族
- その他

# 〇 申請人または代理人以外が提出者となる場合の提出書類

- ・ 境界確認証明願(土地所有者本人の使者扱いとなるため、代理人欄の記 入はできない。)
- 案内図
- 測量図
- ・公図の写し
- ※申請人本人が記載した書類を、申請人本人の代わりに提出することは可能。但 し、書類に不備があった場合、その場で訂正してもらうことはできない。(一 度持ち帰ってもらい、申請人本人に訂正をしてもらったうえで再提出となる。)